

指定施設について

鹿屋市では、市・事業者及び市民の環境保全に関する責務を明らかにし、環境への負荷の防止を図るための規制その他の措置を講じ、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、この条例を定めています。

1 指定施設の種類

それぞれ下表に掲げる施設が該当します。

悪臭に係る指定施設（鹿屋市環境保全条例第2条第1項第5号）			
鹿屋市環境保全条例施行規則別表第1の項番号	用途区分	施設名	規模
1	獣畜、魚介類又は鳥類の臓器、骨皮、羽毛等を原料とする飼料、又は肥料の製造の用に供するもの	(1) 原料置場	すべてのもの
		(2) 蒸解施設	すべてのもの
		(3) 乾燥施設	すべてのもの
2	菌体かす若しくは、でん粉かすを原料とする飼料又は肥料等の製造用の用に供するもの	(1) 原料置場	すべてのもの
		(2) 乾燥施設	すべてのもの
3	パルプ又は紙製造の用に供するもの	(1) 蒸解がま	すべてのもの
		(2) 薬液回収施設	すべてのもの
4	廃棄物の処理の業の用に供するもの	(1) 原料置場	すべてのもの
		(2) 乾燥施設	すべてのもの
		(3) 発酵施設	すべてのもの
		(4) 混合施設	すべてのもの
		(5) 焼却施設	すべてのもの
		(6) 汚水処理施設	すべてのもの
5	でん粉製造の用に供するもの	かすだめ	すべてのもの
6	農畜産業の用に供するもの	(1) 豚房施設	豚房の面積が50㎡以上のもの
		(2) 牛房施設	牛房の面積が100㎡以上のもの
		(3) 馬房施設	馬房の面積が500㎡以上のもの
		(4) 養鶏施設	飼養する羽数が1,000羽以上のもの
		(5) ふん尿処理施設	(1)から(4)までの施設から排出されるふん尿を処理する施設
		(6) たい肥舎	(5)に該当しない床面積100㎡以上のもの

騒音に係る指定施設（鹿屋市環境保全条例第2条第1項第5号）

鹿屋市環境保全条例施行規則別表第2の項番号	用途区分	施設名	規模
1	金属製品の製造又は加工の用に供するもの	(1) やすり目立機（動力を用いるものに限る）	すべてのもの
		(2) のこ目立機（動力を用いるものに限る）	すべてのもの
2	工場又は事業場に設置されているもの	(1) 圧縮機（空気圧縮機を除く）	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの
		(2) 送風機	原動機の定格出力が3.75kw以上7.5kw未満のもの
		(3) 走行クレーン	原動機の定格出力の合計が7.5kw以上のもの
3	繊維製品の製造の用に供するもの	(1) 動力打綿機（混打綿機を含む）及び製綿施設	すべてのもの
4	建設用資材の製造の用に供するもの	(1) コンクリートブロックマシン（原動力を用いるものに限る）	すべてのもの
		(2) コンクリート管又はコンクリート柱製造装置（原動機を用いるものに限る）	すべてのもの
5	紙の製造又は加工の用に供するもの	コルゲートマシン	すべてのもの
6	物の製造、加工又は選別の用に供するもの	(1) ダイカストマシン	すべてのもの
		(2) オシレートコンベア	すべてのもの
7	石材加工の用に供するもの	(1) 石材切削機	原動機の定格出力が2.25kw以上のもの
		(2) 石材研磨機	原動機の定格出力が0.75kw以上のもの

※騒音規制法で定められている特定施設と重複している場合は、騒音規制法の特定施設で届出てください。

※鹿屋市環境保全条例では、空調機器や冷凍・冷蔵設備に付随する圧縮機は、騒音に係る指定施設に該当します。

2 (1) 悪臭に係る規制基準

悪臭に係る規制基準は、次の表の中欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げるとおりとします。

悪臭に係る規制基準（鹿屋市環境保全条例第4条第1項）		
鹿屋市環境保全条例施行規則別表第3の項番号	区 分	構 造 等 に 関 す る 基 準
1	別表第1の番号1及び番号2の項に掲げる施設	次の各号に該当すること。 (1)工場等は悪臭が漏れにくい構造の建物とすること。 (2)原材料及び製品等は、悪臭が漏れにくい密閉された施設に貯蔵すること。 (3)施設は密閉構造とし、燃焼法、吸収法、若しくは洗浄法又はこれと同等以上の脱臭効果を有する方法で処理すること。
2	別表第1の番号3の項に掲げる施設	次の各号に該当すること。 (1)工場等は、悪臭が漏れにくい構造の建物とすること。 (2)施設は密閉構造とし、燃焼法若しくは洗浄法又はこれと同等以上の脱臭効果を有する方法で処理すること。
3	別表第1の番号4の項に掲げる施設	次の各号に該当すること。 (1)工場等は、悪臭が漏れにくい構造の建物とすること。 (2)原材料及び製品等は、悪臭の漏れにくい容器に収納し、又はカバーで覆う等の措置を講ずること。 (3)施設は、密閉構造とし、燃焼法若しくは土壌酸化法又はこれと同等以上の脱臭効果を有する方法で処理すること。
4	別表第1の番号5の項に掲げる施設	次の各号に該当すること。 (1)かすが外部に流れないように囲いを設けること。 (2)悪臭が外部に漏れないように、カバーで覆う等の措置を講ずること。
5	別表第1の番号6の項に掲げる施設	次の各号に該当すること。 (1)豚房施設、牛房施設、馬房施設及び養鶏施設（以下「畜舎」という。）は、清掃に支障をきたさない材料で作られ、かつ容易に清掃できる構造であること。 (2)畜舎及び附設運動場は、常に清潔にし、悪臭が発生しないようにすること。 (3)ふん尿だめは、悪臭が外部に漏れにくい構造とすること。 (4)ふん尿は、悪臭が発生しない方法で処理すること。

(2) 騒音に係る規制基準

工場等に適用される騒音に係る時間及び区域の区分ごとの規制基準並びに深夜騒音に係る区域の区分ごとの規制基準は、次の表のとおりとします。

騒音に係る規制基準（鹿屋市環境保全条例第4条第1項）					
地 域 の 区 分			基 準 値		
			昼 間	朝・夕	夜 間
第1種区域	緑 色	第一種低層住居専用地域	50以下	45以下	40以下
第2種区域	黄緑色	第一種中高層住居専用地域	60以下	50以下	45以下
	黄 色	第一種住居地域、準住居地域、用途地域外、都市計画区域外			
第3種区域	赤 色	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	65以下	60以下	50以下
第4種区域	青 色	工業地域	70以下	65以下	55以下

※基準値は、工場等の敷地境界線上での大きさ。

※昼間、朝・夕、夜間とは、それぞれ午前8時～午後7時、午前6時～午前8時、午後7時～午後10時、午後10時～翌日の午前6時をいう。

3 届出受付期間（鹿屋市環境保全条例第6条、8条、13条、14条）

- ①設置の届出：指定施設の設置の工事の開始の日の30日前まで
- ②構造等の変更の届出：変更に係る工事の開始の日の30日前まで
- ③氏名の変更等の届出：変更があった日から30日以内
- ④廃止の届出：廃止の日から30日以内
- ⑤承継の届出：承継のあった日から30日以内

※届出書は、正本とその写し計2部を提出してください。

4 報告及び検査（鹿屋市環境保全条例第27条第1項）

鹿屋市環境保全条例に基づいて、指定施設の状況その他必要な事項の報告を求めたり、当該場所へ立ち入り、物件を検査することができます。

5 改善勧告・命令（鹿屋市環境保全条例10条）

指定施設において発生する悪臭及び騒音が規制基準に適合しないと認めるときは、環境保全条例に基づいて、期限を定めて施設の改善等を勧告・命令する場合があります。

6 罰則（鹿屋市環境保全条例32条～35条）

改善命令等に違反した場合は、罰則があります。